

戸田市商工会起業支援センター入所誓約書

私は、戸田市商工会起業支援センターへの入所申込書の提出にあたり、戸田市商工会の担当職員からの説明を受けるとともに現地を内覧した後、次の1～8の内容を確認し、すべて承諾した上で入所申込みを行います。

1 入所対象者	<p>支援室の入所対象者は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)事業を営んでいない個人で、入所を開始する日以後1年以内に事業を開始する具体的な計画を有する者</p> <p>(2)新規の事業開始から5年を経過していない個人又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業であること。</p> <p>(3)(2)に掲げる者に準ずるものとして、商工会長が特に必要と求める者</p> <p>(4)(1)～(3)に加え、入所期間終了後も、戸田市内で引き続き事業を行う意志があること。公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある事業を行う者でないこと。</p>
2 入所期間	<p>(1) 支援室の入所期間は、入所を許可した日から5年以内とする。但し、入所時の許可期間は3年以内とする。</p> <p>(2) 戸田市起業支援センター入所者は、戸田市起業支援センターの入所許可を受けた日から5年以内とする。但し、入所時の許可期間は、戸田市起業支援センター入所許可を受けた日から3年以内とする。</p>
3 使用料金	<p>支援室の使用料は、戸田市商工会起業支援センター規程別表に定める額。また、毎月末日までに翌月分を戸田市商工会窓口または、戸田市商工会が指定する口座に送金して支払うものとする。</p>
4 住所の利用	<p>支援室は、当施設の住所を自らのオフィスとして、法人登記、名刺、会社案内等に利用することができる。ただし、次の(1)～(6)に該当する目的での利用はできないものとする。</p> <p>(1)個人住所としての利用（住民票・戸籍など）</p> <p>(2)多量の資料請求などの受取住所としての利用</p> <p>(3)ダイレクトメールなどの発送住所としての利用</p> <p>(4)社会通念上で公序良俗に反するものとしての利用</p> <p>(5)法律、規程等に違反する利用</p> <p>(6)戸田市商工会が当施設の運営上支障を来すと認める利用</p>
5 郵便物の受取	<p>支援室の利用者は、当施設で郵便物を受け取ることができるものとする。ただし、生もの、危険物、その他戸田市商工会が適当でない判断したものは対象外とする。</p>
6 その他	<p>その他、次の(1)～(16)の注意事項を遵守し、入所後も異議申し立てをしないこと。</p> <p>(1)経営アドバイザー等による助言受け、成長しようとする意思を持ち、利用者との積極的な交流に努めること。</p> <p>(2)戸田市税が投入された起業支援施設であるという趣旨を理解し、事業を通じて戸田市の産業発展に寄与していく意思があること。</p> <p>(3)セキュリティ等への配慮を行い、施設内において不特定多数の顧客を招</p>

く形態の事業（教室・講座等の会場や店舗・工場・作業所・倉庫など）を行わないこと。また、既存の法人支店又は営業所、販売代理店及びフランチャイズ契約に基づく事業は行わないこと。

- (4) 騒音や振動、臭気等の発生する事業でないこと。また、共同施設のため他の入所者の声や音がある程度響いてしまうという施設の構造特性についても十分理解すること。
- (5) 光熱水費以外の電話、インターネット等の情報通信費は、入所者が直接通信事業者等と契約し、自己負担にて支払うこと。
- (6) 事業系廃棄物の処理に係る費用は、入所者が自己負担にて支払うこと。
- (7) 支援室内に設置してある器具・備品は丁寧に扱うこと。破損した場合は、入所者の自己負担により修理・交換していただきます（経年劣化の場合を除く）。また、退所の際は、入所者の負担により原状復帰すること。
※著しく汚損している場合は、専門業者によるハウスクリーニングを入所者負担で行っていただきます。
- (8) 貴重品等は入所者が管理を行うこと。また、無線 LAN の利用に際しては、パソコン等の不具合、データの消去・漏洩等に対するセキュリティ対策を自己の責任において行うこと。※入所者の自己の責めに帰すべき理由により、上記の盗難・紛失、トラブル等が発生した場合は、戸田市商工会では一切の責任を負いかねます。
- (9) 支援室を利用する権利について、その名目のいかなを問わず当該権利を第三者に譲渡・転貸したり、当該権利に担保を設定する等の一切の処分行為をすることはできないものとする。
- (10) 入所許可期間内において、支援室を退所するときは、退所する月の原則 1 月前までに戸田市商工会職員へ申し出ること。
正当な理由によらないで、1 月以上支援室を使用せず、3 月以上家賃を滞納した場合、支援室内にある所有物に対する一切の権利を放棄すると共に、その処分費用を負担すること。
- (11) 市町村税の滞納がないこと。
- (12) 商工会が求める資料の提出、その他調査への協力を行うこと。
- (13) 戸田市商工会起業支援センター設置規程及び施行規則を遵守すること。
- (14) 支援室の入所許可期間終了後、引き続き市内に事業所を設け、事業を営む者であること。
- (15) 支援室内は火気使用禁止。また、高額品を設置する場合は、動産保険に加入すること。戸田市商工会では、補償しません。
- (16) 入所者は商工会駐車場使用不可（来客者の使用は可）。但し、特別な理由により、使用が必要な場合は、1 週間前までに利用日時、車両ナンバーを戸田市商工会職員へ申し出ること。

(宛先) 戸田市商工会長 様

年 月 日

住 所

事業所名

代表者役職・氏名

印